

国自旅第 2 5 3 号
平成 1 8 年 2 月 2 8 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東、近畿運輸局監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車交通局旅客課長

N P O 等のボランティアによる福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る
重点指導期間の取扱いについて

N P O 等のボランティアによる福祉有償運送及び過疎地有償運送については、これまで道路運送法第 8 0 条に基づく許可制として取り扱って来たところであるが、同条の許可を取得するにあたっては、一定の重点指導期間を設け、著しく高額な対価を収受しているもの、または、訪問介護の実態に乏しく実質的にタクシー事業と同視される事業形態で行っているもの等を除き、直ちに介護保険法や道路運送法による行政処分、刑事告発を行うのではなく、業務適正化、許可等の取得等に係る指導、啓発を行うこととして取り扱ってきたところである。

N P O 等の行う有償運送については、利用者にとってより一層安全で安心利用できる仕組みとするため、これまでの道路運送法第 8 0 条第 1 項に基づく許可制から新たに登録制を導入する等を内容とする道路運送法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）を、今通常国会に提出したところである。

重点指導期間については、平成 1 8 年 3 月末をもって終了する予定としていたところであるが、改正法案を円滑に施行するためには、地方公共団体や N P O 等の関係事業者等に対して新制度の周知を図るとともに登録に向けた指導を行う等、施行に向けた移行期間が必要である。ついては、今般、重点指導期間を改正法案の施行予定である平成 1 8 年 1 0 月 1 日に合わせ、平成 1 8 年 9 月末日まで延長することとし、それまでの間に、より一層、業務の適正化、許可等の取得に係る指導、啓発を行っていくこととしたので、その旨取り図らわれない。